

福島原発事故原因：「地震後運転操作」の不適切さ＝東電の責任！

福島原発事故から13年目を迎え、岸田政権・経産省が原発推進に完全に舵を切り、規制委・規制庁も規制権限を半ば放棄している中、改めて、福島原発事故は、1号機の非常用復水器（IC）の「地震後（津波襲来前）の運転操作」の不適切さが事故拡大の“引き金”となったこと、それらの検証・教訓化と東電の責任（人災）追及がまだまだ不十分なこと、を明らかにしたいと思います（従前の筆者主張の再整理ですが、最近の『鳴り砂』読者にも知ってほしいと思いましたので）。

そして、本稿は、「新潟県原子力発電所事故に関する検証総括委員会」の委員長を2023年3月31日に「任期切れ」で不当解任された池内了氏の、2023年11月22日『池内特別検証報告』（たった一人の叛乱？：末尾にURL）の諦めない姿勢に触発されたものであることを付言します。

≪1号機の「早期炉心熔融」が事故進展・深刻化の最大要因！≫

改めての確認ですが、福島原発事故は、東電すら認めているように、1号機の早期炉心損傷（注：東電用語）・水素爆発によって、「2・3号機共に電源の復旧作業に大きな影響を受け」、3号機も炉心損傷・水素爆発し（4号機の水素爆発を誘発）、2号機でも炉心損傷・放射性物質の大量放出が生

じるなど、事故の連鎖・深刻化が生じたことは明らかで、「ある号機の事故の進展が他の号機の復旧作業等に大きな影響を与えたことも今回得られた教訓のひとつ」と明確に述べられています【東電パンフ「福島第一原子力発電所事故の経過と教訓」2013.3】。

≪「津波襲来」とそれに続く電源喪失・冷却手段喪失が事故原因？≫

原発の安全は「止める・冷やす・閉じ込める」で確保されますが、福島原発事故では、地震後に自動スクラム（炉心の核分裂反応を「止める」ことに成功）しましたが、その後の「津波襲来」とそれに起因する「電源喪失」によりすべての「冷却手段」が喪失（スクラム後も炉心で発生する崩壊熱を「冷やす」ことに失敗）したため、1～3号機のすべてで炉心が熔融し、1・3・4号機での原子炉建屋の水素爆発などもあって、最終的に大量の放射性物質放出（五重の壁で「閉じ込める」ことも失敗）に至った、と東電は説明しています【2012.6.20 東電最終報告・本編346枚目等】。このような「津波襲来」と「電源喪失・冷却手段喪失」が事故原因という説明は、民間事故調・政府事故調でもなされています（国会事故調は、地震の影響によるIC配管損傷の可能性を検討して

隣接号機の事故が被害の拡大を招く

津波後の状況は、注水・除熱の途絶えた1号機が最も切迫していました。1号機へは消火ラインや消防車による注水の準備が進められましたが、注水が間に合わず原子炉の水位が低下、水素が発生するとともに炉心損傷に至りました。また発生した水素が原子炉建屋に漏洩し、津波から約1日後の3月12日午後3時36分に水素爆発が発生しました。1号機の水素爆発により、2号機では敷設していた電源ケーブルが損傷、3号機でも準備していた電源ケーブルが損傷し、2、3号機共に電源の復旧作業に大きな影響を受けました。

3号機は高圧注水系の停止後、減圧に時間がかかり、水位が低下、水素が発生するとともに炉心損傷に至りました。また発生した水素が原子炉建屋に漏洩し、津波から約67時間後の3月14日午前11時1分に水素爆発が発生しました。

2号機では準備していた消防車及びホースが3号機の水素爆発によって損傷し、使用不能となりました。また、3号機の水素爆発から約2時間後に原子炉隔離時冷却系が停止、この後の減圧に時間がかかり、水位が低下、炉心損傷に至りました。

4号機では3号機の格納容器ベントに伴って放出された水素が原子炉建屋内に流れ込み、水素爆発を引き起こしました。このように、ある号機の事故の進展が他の号機の復旧作業等に大きな影響を与えたことも今回得られた教訓のひとつです。

各号機の経過の概要



います。)

《津波前の1号機IC2系統「手動停止」は「温度降下率遵守」のため?》

しかしながら筆者は、事故により初めて知った1号機特有（国内では他に敦賀1のみに設置。女川原発にはなし）の「非常用復水器（IC）」の作動原理（駆動用電源不要で高压冷却可能、原子炉水位も維持、大気へ直接放熱）に驚くと同時に、地震後14:52にせつかく設計通りに自動起動したIC2系統を、約10分後の15:03に運転員が「手動停止」したこと、その理由として「手順書に定められた温度降下率（5.5℃/h）の遵守」が繰り返し強調されていたこと【同本編106枚目他】に強い違和感を覚え、独自に検証してきました。

特に、「温度降下率の遵守」については、女川原発運転差止訴訟・控訴審で証言された田中三彦さんが、压力容器の急冷による脆性（ぜいせい）破壊の危険性を指摘する一方で、事故時にはそれを理由に（事故後の再使用＝財産保全のため）緊急炉心冷却装置（ECCS）の作動をためらう必要はない旨おっしゃっていた‘ような気がして’（記憶違い・誤解なら、田中さん、お許し下さい）、そのような東電の弁明を最初に見て以降、ずっと疑問を感じていました。

《IC2系統「手動停止」は『保安規定』に反する不適切操作!》

その後に入手（原子力資料情報室・上澤千尋さんより）した『保安規定（2011.3）』を見てみたら、第3節「運転上の制限」の第37条には「原子炉冷却材温度変化率」の規定が確かにありましたが、なんと第77条第3項には「（原子炉の自動スクラムが発信した異常時には）運転上の制限は適用されない。」と明記されていたのです。

<事故原因>

今回の福島第一1号機～3号機が炉心損傷事故に至った直接的な原因は、前章までに述べたように、1号機では津波襲来によって早い段階で全ての冷却手段を失ったことである。2、3号機では津波襲来後も原子炉隔離時冷却系（RCIC）などの高压注入系が機能したことで2～3日の対応時間を確保することはできた。しかしながら、継続する余震や津波の他、津波による瓦礫の散乱や1号機の水素爆発によって作業環境が悪化し、建屋周辺での活動が制約され時間を要することとなった。このため、高压炉心注水から安定的に冷却を継続する低压炉心注水に移行できず、最終的に全ての冷却手段を失ってしまったことである。

- 14時52分、非常用復水器が「原子炉圧力高（7.13MPa [gage]）」により自動起動した。これにより、原子炉内の蒸気が冷却され、原子炉圧力は低下した。原子炉圧力の低下が速く、操作手順書で定める原子炉冷却材温度降下率5.5℃/hを遵守できないと判断し、約10分後の15時03分、戻り配管隔離弁（MO-3A、3B（以降、それぞれ3A弁、3B弁という））を一旦「全閉」とし、非常用復水器を停止、原子炉圧力は再び上昇している。なお、他の弁は開状態で、通常の待機状態とした。【添付6-1（8）】

非常用復水器の操作については、操作手順書で原子炉圧力容器への影響緩和の観点から原子炉冷却材温度降下率が5.5℃/hを超えないよう調整することとしている。実際、非常用復水器の作動時に急激に温度が低下した後、停止操作を行っており、その操作は操作手順書に則って行われている。

- 非常用復水器の2系列使用は冷却効果が大きく、原子炉圧力の低下が速いことから、原子炉圧力を6～7MPa程度に制御するためには、非常用復水器は1系列で十分と判断、A系にて制御することとし、津波の影響で操作ができなくなる15時30分過ぎまで、3A弁を操作して非常用復水器（A）の手動起動・停止を繰り返すことでこの圧力の範囲で制御していた。【添付6-1（6）】

非常用復水器は、冷却された戻り水が原子炉再循環系配管（B）に流入するが、原子炉再循環ポンプ（B）入口温度と原子炉圧力の変動時期が一致しているため、非常用復水器により正常に圧力制御されていたことがわかる。【添付6-1（9）】

非常用復水器1系列の操作とすることできめ細かな圧力調整を行っている。

平成20年6月26日施行

（異常時の措置）

第77条

当直長は、第76条第1項の異常が発生した場合は、異常の状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。

2. 当直長は、前項の必要な措置を講じるにあたっては、添付1に示す「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」に従って実施する。
3. 第76条第1項の異常が発生してから当直長が異常の収束を判断するまでの期間は、第3節運転上の制限は適用されない。
4. 当直長は、第3項の判断を行うにあたって、主任技術者の確認を得る。

すなわち、田中さんご指摘のとおり、原子炉が自動スクラムするような異常時には「温度降下率」などの通常運転時の制限は「適用されない」＝‘そのような制限にとらわれず、異常収束（原子炉冷却）を最優先で行なえ’というのが、『保安規定』に明記された異常時対応の“基本中の基本”なのです（当然と言えば当然!）。

《東電の責任（人災）逃れのための『保安規定』情報隠し!》

ところが、東電は、3.11地震動によって14:46に原子炉が自動スクラムし、さらに外部電源喪失

という予想外の異常が重畳したにもかかわらず（幸いにも非常用ディーゼル発電機が起動して、所内電源は確保）、原子炉圧力上昇を防ぐために14:52に自動起動したIC2システムを15:03に運転員が「手動停止」した「運転操作上の明らかでない不適切対応」を隠ぺい・正当化するため、操作手順書に則って「温度降下率遵守（＝事故後の財産保全?）」のために手動停止したとあらゆる公式の報告で強調する一方、それを“適用外・遵守不要”と明記している『保安規定』77条3項には一切言及して来ませんでした。ちなみに、2018.5.18東電・新潟県合同検証委員会「検証結果報告書」（111-112枚目）でも、77条の1・2項は掲載しているのに、3項以下は「後略」として、

「温度降下率遵守」は“適用外”だった事実を未だに隠し続けているのです。そのことで、地震後運転操作の不適切さ（人災）による事故拡大・深刻化の責任追及を回避し、その後の津波襲来（天災）に全ての責任を転嫁（津波の予見可能性だけを争点化）することに成功したのです。

≪『保安規定』の求める事故対応は「炉心冷却状態維持」と「冷温停止」！≫

IC自動起動について東電は、前出最終報告でも「これにより蒸気が冷却され、原子炉圧力は低下した」と淡々と（？）記述するだけですが、正しくは、主蒸気隔離弁（MSIV）閉により「崩壊熱除去＝原子炉冷却」（冷やす）が不能となり、原子炉圧力が継続的に上昇する“危機的状況”が出現したにもかかわらず、運転員は、地震後に動揺したか、習熟していた（？）はずの「主蒸気逃し弁SRVによる冷却・減圧＋高圧注水系HPC

	技術委員会が第三者検証委員会に検証を要請した事項	調査方法
③	事故時運転操作手順書に基づき対応しなかったとすれば、それは原子炉等規制法に違反することになるのではないか。	●東京電力HD調査

●東京電力HD調査結果

全交流電源喪失後に、直流電源も喪失し、事故時運転操作手順書は参照していたが、そのまま適用できる状況ではなかったことから、当時の対応が原子炉等規制法違反に該当するとは考えていない。なお、事故当時の原子炉等規制法 第37条第4項では、「原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない」とされている。他方、事故時運転操作手順書（事象ベース（AOP）、徴候ベース（EOP））と事故時運転操作手順書（シビアアクシデント（SOP））は、それぞれ保安規定の第14条、第110条で作成することが求められており、保安規定の第77条では、以下が求められている：

当直長は、第76条第1項の異常が発生した場合（原子炉の自動スクラム信号が発信した場合など）は、異常の状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。
2.当直長は、前項の必要な措置を講じるにあたっては、添付1に示す「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」²³に従って実施する。（後略）

・1号炉

表1

1. 原子炉制御 (1) スクラム
①目的
<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉を停止する。 ・十分な炉心冷却状態を維持する。 ・原子炉を冷温停止状態まで冷却する。 ・格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。）

Iによる水位維持」の手動操作を適時行なうことができず、代わりに、同様の2つの役割を単独で果たすIC（この認識を運転員が正しく持っていたかは疑問）が圧力の継続上昇（15秒）を検知し「自動起動」し、無事に冷却・減圧がなされたということで、大いに評価すべきことなのです（東電による危機的状況隠しとIC過小評価）。そして、運転員は、地震スクラム・MSIV閉（＋外部電源喪失）という異常事態が出現し、（主復水器に代わって）非常用復水器ICが唯一の原子炉冷却・減圧手段となった状況を正しく理解した上で、『保安規定』に従って、ICによって「十分な炉心冷却状態を維持」し（温度降下率は適用外、8時間は連続冷却可能）、「冷温停止」を担う停止時冷却系の作動可能圧（0.93MPa）まで減圧し、最終目標たる「冷温停止」までの冷却を目指すべきだったのです【『保安規定』添付1「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」1－3頁】。

1. 事故概要

本手順書使用の導入条件は震度5弱以上または、地震加速度区分Ⅲ（基準点地震加速度 45gal以上）とする。尚、この手順書は震度6強を超える大規模地震を想定し、また耐震Cクラス系統・機器（外部電源、循環水系、共用所内ボイラ、消火系、補給水系（純水）、変圧器等）の損傷を想定している。
地震加速度大（R/B地下床水平135gal、R/B地下床鉛直100gal）に至れば原子炉は自動スクラムする。地震においては、その地震動の大きさにより動作を期待する系統・機器が運転不能となる恐れがあるため、発生警報及び主要・関連パラメータにより機器の作動状況の把握に努め、健全な系統・機器により原子炉を冷温停止するとともに並行して地震を起因とした人身災害、火災、漏水、漏油、ガス漏れ、有害な薬品等の漏えいによる事象の拡大防止、二次災害の発生防止に努める。

《 I C 「手動停止」こそ津波前の冷却不足・早期炉心熔融の最大要因！ 》

ところが実際には、運転員は、そのような危機的状況や I C 自動起動の真の意味が理解できず（事故対応手順教育の不十分さ＝東電の責任！）、さらに、大地震発生時には「系統・機器が運転不能となる恐れがあるため、…健全な系統・機器により原子炉を冷温停止する」【事故時運転操作手順書（事象ベース）「第 2 2 章 自然災害事故、2 2 - 1 大規模地震発生」（地震手順書）の「1. 事故概要」】という地震対応手順に反し、通常運転時・復旧時の「温度低下率」制限を思い出した（本当？）一方、それがスクラム時には『保安規定』で「遵守不要」と明確に規定されていることには全く思い至らず（『保安規定』教育の不十分さ＝東電の責任！）、地震後にせつかく自動起動（異常事態に対する対応遅れ・人為ミスなどを防ぐため）した冷却装置である I C 2 系統を手動停止し（当直長もおそらく承認？その後 1 系統を間欠手動操作）、その当然の帰結として、津波前までに原子炉を十分に冷却できなかつたのです*なお、上記「地震手順書」について、東電は、中間報告・最終報告や原子力安全・保安院への報告文書等においても一言も触れていないだけでなく、新潟県の 2018. 5. 18 東電・新潟県合同検証委員会「検証結果報告書」などにおいても隠し続けました。

そのため、津波による電源喪失（高圧注水系 H P C I の作動不能）と、それ以上の悪影響をもたらした I C についての東電関係者全員（運転員、当直長、吉田所長、本店など）の「認識不足」（作動・運転経験ゼロ、定検時にも実作動・機能検査なし＝東電の責任！）により津波後にも I C 不動作状態がそのまま長時間放置されたことで（間欠操作していた 1 系統を手動停止した直後に津波襲来。ところがその事実を運転員は当直長に伝えず？当直長も運転員に明確に確認せず？ さらに「ブタの鼻（I C タンクからの蒸気放出管）」から

の蒸気噴出の有無により I C の作動状況が“目でも耳でもすぐに”分かるのに、東電の誰も津波後すぐに確認しようともせず！＝東電の責任！）、津波後には原子炉の冷却が全くなされず、早期の炉心熔融に至ったのです（東電は、津波後には S R V による除熱が‘なされたはず’と主張していますが、記録も運転員の証言もなし）。

なお、『保安規定』によりスクラム時には「温度低下率遵守」は適用外と運転員が‘的確に思い出して’「I C を継続作動」させていたなら、津波直前までにどの程度の冷却・減圧が達成されたのか、そのことにより津波後の事故対応にどれほどの余裕が生じたのか（I C の 4 弁とも津波直前に「開」だったことも考え合わせて）、さらに I C の重要性を正しく認識し、津波後に早期の再起動を図っていたら（格納容器内の電動弁の開作業も低放射線量下で可能だったのでは？）、その結果として 1 号機の早期の炉心溶解や 3. 12 水素爆発、さらには 2・3 号機復旧作業への悪影響、は十分に防げたのではないのでしょうか。それらについて「専門家」による科学的検証が必要です。

また、上述の運転員への『保安規定』・手順書などの教育・訓練不足や、1 号機運転開始以来 I C 実作動・機能検査なしが放置・容認されていたのは、規制・監督すべき「国の責任」も非常に大きいことも忘れてはいけません。

<2024. 3. 2>

（仙台原子力問題研究グループ I）

『池内特別検証報告』<*校正不十分な点が、たった一人での報告作成を物語っています。>

<https://jimdo-storage.global.ssl.fastly.net/file/ea8f7a44-8d67-4232-bf93-569a20d89574/%E6%B1%A0%E5%86%85%E7%89%B9%E5%88%A5%E6%A4%9C%E8%A8%BC%E5%A0%B1%E5%91%8A%E5%BC%88PDF2%EF%BC%89.pdf>

「第 167 回女川原子力発電所環境保全監視協議会」傍聴記

・・・別組織「安全性検討会」等が必要・・・

2024 年 2 月 15 日に「第 167 回女川原子力発電所環境保全監視協議会」を傍聴してきました。簡単に気になった所だけを報告します。

傍聴は、私+電力関係 3 名で、マスコミは 0 名。委員は 35 名中 18 名の出席。学識経験者は、岩崎俊樹さん須賀利雄さん、池田実さん（新任）以外 5 名出席でした。伊藤哲也宮城県副知事が、挨拶

で、1 月 13 日に規制庁と立地自治体（？）との意見交換会があったことを紹介した。

○伊藤哲也会長（宮城県副知事）、長谷川雅幸副会長を選任。

○伊藤哲也会長が議長で、いつもの通り「放射能調査結果」と「温排水調査結果」が報告され、確認された。

・当日の資料は、後日宮城県のHPへ掲載されるはず。

[協議会・技術会・監視検討会 会議資料・議事録 - 宮城県公式ウェブサイト \(pref.miyagi.jp\)](#)

● (資料-1) 女川原発環境放射能調査結果

P16 アラメの生育が確認できず欠測となる。

詳細は、(参考資料-1) 牡鹿半島西側におけるアラメの生育不良による欠測についてで紹介。生育不良はアラメの生育限界水温が28℃なので、8月に高水温が続いたことによると推測。(専門家の池田実委員の意見を聞きかたかったが、本日は欠席。「環境放射能調査結果」については、質問意見はなく確認された。)

● (参考資料-2) 令和5年度第3四半期温排水影響調査に係る欠測の経緯と今後の対策について

令和5年10月11日に、測定中、障害物に引っ掛かり、水質計を亡失。4点の水温塩分データが欠測。

● (資料-3) 女川原子力発電所の状況について

2024年2月5日に行われた「技術会」での資料と同じようなものが出ていますので、参考までに紹介します。「風の会」HP ↓

[20240205_gijyutukaisiryoushi.pdf](#) (miyagi-kazenokai.com)

・P2 3 (1) 1号機燃料交換機の卓上操作卓パネルコンピューター動作不良について

詳細は別紙2 (P5) ハードディスクの故障と判明。点検修繕済。

須田善明女川町長から、クレーン上にハードデ

ィスクのコンピューターがあることは、不安である。高周期(カタカタ)の振動にハードディスクは弱いのではないかと、教えて欲しい、と要望があった。(ハードディスクは振動に弱いのではないかとという意見には、びっくりしました。)

・能登半島の地震を踏まえて、問題点が、少し議論になった。

変圧器が壊れ、オイル漏れ、外部電源遮断。モニタリングポスト使用できず等。一応の議論はしたが、国任せで、県としての突っ込んだ対策までは議論は深まらなかった。(後で、議事録でどこまで議論したか確認が必要ですね。)

・P6 (別紙3) 女川原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可について

2024年2月5日原子力規制委員会より認可。重大事故等対処設備(SA設備)に不具合が生じた場合、代替えとしての「自主対策設備」に係る記載の削除。(不具合が発生した場合、SA設備の復旧を10日から3日にすることらしい。複雑で、分かりにくいです。委員からも後退したのでは?と疑問が出されていた。)

●いつも感じる事ながら、この会議は、放射能と温排水の調査がメインなので、それ以外の地震、避難計画などの件については、突っ込んだ議論はできない。やはり別組織「安全性検討会」等が必要ですね。

次回の協議会は、5月29日(水)午後 女川町 (2024.2.16.記 兵藤則雄)



【女川原発アラカルト】

【1月】

19日(金) 鳴子温泉郷観光協会、中山平温泉地区の地熱発電開発事業計画に反対する意見書を大崎市伊藤康志市長に提出。

20日(土) 県、令和5年度原子力防災訓練。原子力防災指針の改訂、12月26日の女川地域原子力防災協議会(第3回)の開催に基づく訓練、全くの非現実的な計画。マスコミ報道では「アプリの効果」に問題すり替え。

21日(日) みやぎアクション、オンライン会議。13名参加。2/18-16名、3/17-15名参加。

22日(月) 女川原発の再稼働を許さない! みやぎアクションと原発問題住民運動宮城県連絡センター、村井県知事宛に「能登半島地震が突きつけた災害対策等の課題を直視して、女川原発2号機再稼働への地元同意を取り消し、県独

自に安全性を検討する場の設置、避難計画の再検討を求める要望書」提出。原子力安全対策課対応、県庁会議室。10名参加。記者会見。

27日(土) 女川原発UPZ住民の会、学習会

「女川原発 再稼働して本当に大丈夫なの?」講師: 武内佳之さん(元大熊町役場職員)、涌谷公民館交流ホール。約110名参加。

28日(日) 脱原発全国株主運動交流会、オンライン会議。10名参加。

29日(月) UPZ住民の会、首長の会の会長渥美東松島市長と災害時避難計画見直し申し入れで交渉。県や国に忖度したゼロ回答。10名参加。

30日(火) 脱原発仙台市民会議等12団体、仙台市交渉、上杉分庁舎会議室、市議含め15名参加。12/22「原発防災計画に関する要望書」と1/12「原発防災計画に関する補足要望書(各論)」に危機管理局防災・減災部防災計画課が回答。

県警、宮城海上保安部、陸自東北方面総監部、

女川原子力規制事務所、東北電力、女川原発の警備体制を協議する連絡会議を県警本部で開催（2回目）。非公開、10人出席。

31日（水） 女川原発再稼働差止訴訟控訴審第2回口頭弁論期日、仙台高裁第3民事部101号法廷、60名参加。被控訴人東北電力、反論提出を引き延ばし、2月29日にギリギリ提出。

丸森町議会、2015～17年度分の損害賠償請求の和解仲介手続き（ADR）で原子力損害賠償紛争解決センターが示した和解案を承認。東電側が633万円支払い（3回目）。

【2月】

5日（月） 共産党県委員会、能登半島地震を受け、女川原発の広域避難計画の見直しなどを求める要望書を石巻市と女川町に提出。

「第167回女川原子力発電所環境調査測定技術会」、ホテル白萩3階萩の間。市民2名＋電力関係3名傍聴。

規制委、女川原発の「保安規定」の自主対策設備に関する一部の記載を削除する変更を認可。

6日（火） 脱原発をめざす宮城県議の会、「勉強会」元福井地裁裁判長樋口英明氏が講演。県議会庁舎1F議員応接室。20名参加。

7日（水） 伊藤大崎市長、中山平温泉地区地熱発電開発事業計画に「賛同しかねる」と表明、8日の県自然環境保全審議会温泉部会での慎重審議を求める要望書を伊藤哲也副知事に提出。審議は非公開、継続審議に。

9日（金） みやぎアクションと県連絡センター、1.22 要望書に対し県が回答、自主的主体的に住民を守るという本気さはまったく見られない回答。県議会棟1階第一応接室、8名参加、県会議員4名も同席。記者会見。

UPZ首長の会、県庁で伊藤副知事と面会、県一般会計当初予算案に初めての核燃料税交付金（650万円）計上を評価、一層の支援を要望。

11日（日） 子ども脱被ばく裁判の会、オンライン講演会「毒性学からみた放射線の人体影響」講師：菅野純氏（国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター毒性部客員研究員）、協力：富山大学科学コミュニケーション研究室。

13日（火） 東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に1月分の女川原発1及び2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。

14日（水） 女性ネットみやぎ、「岸田政権の新・原発推進政策の撤回を求める全国署名」街頭署名行動&3.23 さようなら原発大集会宣伝、平和ビル前。

「ふるさとを返せ」福島原発避難者訴訟・第

2陣山木屋訴訟控訴審判決、仙台高裁101号法廷。第3民事部瀬戸口壮夫裁判長、福島地裁いわき支部判決の賠償総額を約5億円増額し、原告299人に対して総額10億9891万円の支払いを命じた。判決は、政府の地震予測「長期評価」に基づいて、東京電力が08年に高さ最大15・7メートルの津波を試算したのに、対策を講じないまま津波の襲来に至った対応について「極めて遺憾」と非難。原告団菅野清一団長、「画期的な判決」と評価。28日、東電、上告を断念。

15日（木） 「第167回女川原子力発電所環境保全監視協議会」「令和5年度環境放射能監視検討会」TKPガーデンシティ仙台勾当台2階ホール1&2。市民1名＋電力関係3名傍聴。

県、国が2012年に出荷制限を指示した名取川水系の大倉、名取、基石、広瀬の各河川と北上川水系二迫川のイワナ、阿武隈川のウグイの出荷制限が解除されたと発表。

16日（金） 東北電力、2026年度までのプルトニウム利用計画を公表。

18日（日） NPO法人「スパッと鳴子温泉自然エネルギー」、東北大国際放射光イノベーション・スマート研究センター村松淳司教授、鳴子地区の地熱エネルギーの可能性を講演。鳴子公民館、約20名参加。

19日（月） 東北電力、記者会見で、女川原発2号機の再稼働時期について「9月頃を想定」と発表。安全対策工事6月完了、7月原子炉へ核燃料装荷、通常運転再開10月頃を見込む。

20日（火） 東北電力、廃炉作業中の女川原発1号機から、未使用の燃料集合体を搬出するための除染調査を2月中に実施すると発表。

21日（水） 県連絡センター、「岸田政権の新・原発推進政策の撤回を求める全国署名」街頭署名行動&3.23 集会宣伝、平和ビル前。

22日（木） 三陸の海を放射能から守る岩手の会等6団体、東北電力へ「1号機天井クレーンに係る質問」「原発再稼働に係る質問」「能登半島大地震を受け、原発再稼働の見直し等に係る質問」を1月16日にメールで提出、回答を受け交渉。東北電力本店1階会議室、岩手4名、宮城6名参加。記者会見。

25日（日） 日本基督教団東北教区放射能問題支援対策室いずみ、「第91回甲状腺エコー検査 in いしのみまき～じょっこ検査」、石巻中央公民館、寺澤政彦医師、34名が受診。

26日（月） 東北電力、女川原発敷地内に2号機の使用済み核燃料を保管する乾式貯蔵施設を設置する方針を発表。27日、県と女川町、石巻市に安全協定に基づく事前協議申し入れ。女川町

と石巻市、使用済み核燃料税の導入を検討すると表明。28日、規制委に「原子炉設置変更許可」申請。設置費用144億円、建屋2棟を新設予定。1棟目は海拔38m地点で2026年5月着工、28年3月に運用開始、最大552体収納。2棟目は海拔36m地点で30年8月着手、32年6月運用、最大828体収納。2棟で10年分貯蔵。

29日(木) 東北電力、女川原発2号機に新設する3つめの直流電源設備(蓄電池)の容量などに関し、規制委に「原子炉設置変更許可」申請の補正書を提出。

【3月】

- 1日(金) 共産党県議団、乾式貯蔵について、原子力安全対策課にヒアリング。
- 3日(日) 「みやぎ脱原発・風の会2024会員のつどい」記念講演「能登半島地震と志賀原発の現状～女川原発の再稼働を問う」講師：上澤千尋さん(原子力資料情報室)、仙台市戦災復興記念館4F第4会議室、ZOOM合わせ60名参加。
脱原発金曜スタンディングの会、記録映画「かくれキニシタン～声をあげる10年目の福島」上映会&関久雄監督トーク、仙台市戦災復興記念館4F研修室、46名参加。
- 4日(月) みやぎアクションと県連絡センター、2月9日提出「能登半島地震が突きつけた原子力安全、原子力災害対策上の課題を直視して、女川原発2号機再稼働の中止を求める申入書」「女川原発の再稼働で電気代が安くなるという発言に関わる質問書」への回答を受け、東北電力と交渉。本店会議室、8名参加。記者会見。
- 8日(金) 県、UPZの住民の90%が避難するまで最長41時間かかるとする試算結果を公表。
- 10日(日) 宮城県保険医協会、公開シンポジウム「アルプス“処理水”海洋放出を中止させようー学者・生産者・消費者の視点から」片山知史氏(東北大学大学院農学研究科教授)、廣澤一浩氏(仙台水産)、河野雪子氏(みやぎ生協)、〈コーディネータ〉水戸部秀利氏(公害環境対策部部員)、研修ルーム、Web含め20名参加。
さようなら原発核燃311青森集会、みやぎ実行委舘脇さんが発言。400名参加。
- 11日(月) ふるさとを返せ!津島原発訴訟控訴審第8回口頭弁論期日、仙台高裁第1民事部101号法廷。石栗正子裁判長が2月に退官、新裁判体・石垣陽介裁判長での弁論更新。今野秀則原告団長が原告意見陳述。報告集会、仙台弁護士会館4階、原告・支援等約70名参加。
山形・幸せの脱原発ウォーキング等3団体、東北電力と山形県に、女川原発2号機の再稼働中止を求める要望書を提出。

12日(火) 東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に2月分の女川原発1及び2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。

15日(金) スタンディングの会、『脱原発金曜昼スタンディング』、仙台フォーラス前。1/26日7人、2/2日7人、9日9人、16日5人、23日5人、3/1日6人、8日7人、15日8人参加。

16日(土) 『原発を止めた裁判長』石巻上映会実行委、映画『原発を止めた裁判官～そして原発をとめる農家たち』石巻上映会、マルホンまきあーとテラス小ホール、330名参加。〈関連企画〉写真展「3.11津波直後の石巻・女川原発周辺」、13～20日、市民ギャラリー。

「いのちの光3.15フクシマ」実行委、第11回いのちの光3.15フクシマ「フクシマが背負ってきたもの伝えつづけるもの」講演：高瀬つぎ子氏(福島在住カトリック信者)、仙台市・カトリック元寺小路教会大聖堂。50名参加。

放射能問題支援対策会いずみ、「第92回甲状腺エコー検査inしおがま」、ふれあいエスプ塩竈、寺澤政彦医師、27名が受診。

17日(日) 『河北新報』、女川原発2号機再稼働に、反対43.9%、賛成41.4%と、昨年と逆転するインターネットによる意識調査結果を公表。

18日(月) 「ふるさと喪失・宮城」訴訟控訴審判決、仙台高裁第3民事部瀬戸口裁判長、東電の抗弁を棄却、原告(34所帯83名)損害賠償額、一審1億4458万円から約1359万円増額、勝訴。しかし、6・17最高裁判決に追従、国の責任を認めず、思考停止した判決。最高裁へ上告。

20日(水・祝) 1000万人アクション「さようなら原発全国集会」(東京)、みやぎ実行委多々良さん・篠原さん、3.23集会の横断幕を掲げて発言。あいコープ脱原発委員会も参加。

(空)

●汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き

【1月】

25日(木) 放射能汚染廃棄物の焼却差止め大崎住民訴訟控訴審第1回口頭弁論、仙台高裁第2民事部101号法廷、即日結審。弁護団松浦健太郎弁護士が原審判決を批判する意見陳述。小林久起裁判長、専門家証人の証人尋問が認めなかったが、一審判決の判断枠組みとは異なる判断枠組みで総合考慮する旨の発言。報告集会、仙台弁護士会館4階、約60名参加。

【3月】

2日(土) 大崎耕土を放射能汚染させない連絡会、総会記念講演「原発と地震～基準地震動、志賀原発の現状から女川原発再稼働を問う」講師：上澤千尋さん(原子力資料情報室)、古川教育会館、64名参加。

13日(水) 栗原市佐藤市長、汚染牧草の県外処理の検討を示唆。

(空)

●脱原発みやぎ金曜デモ

【1月】

【反戦】脱原発のみをシングルイシューとしてきた脱原発みやぎ金曜デモですが、戦争による原発災害の危機が現実のものとなったのを踏まえ、ウクライナに対する戦争を直ちに停止せよ、と訴えます。

21日(日) 「日曜デモ」、大雨のため中止。

26日(金) 第512回「金曜デモ」、汚染水を流すなど、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

【2月】

2日(金) 第513回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

9日(金) 第514回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

16日(金) 第515回「金曜デモ」、寒い中、女川原発廃炉にしようと訴え、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

23日(金) 第516回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

【3月】

1日(金) 第517回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

8日(金) 第518回「金曜デモ」、原発再稼働やめようと、肴町公園から20名の市民が参加。

15日(金) 第519回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

●皆様のお扶けを

皆様に、私たちが活動を続けるための資金支援のお願いをいたします。

女川原発に最も近い100万都市、仙台市の街中で毎週脱原発デモを続けている私たちです。

2012年夏の開始以来、新型コロナの影響での中止を除きほぼ毎週、これまでに500回以上行われています。また毎週金曜以外にもほぼ月1回日曜日日中にもデモをしております。

当会の財政は毎回参加者のカンパに頼っております。会の資金が枯渇状態で、デモを続けられるかどうか先行きが怪しくなっています。ぜひ、皆様に財政面でのお扶けをいただきたいのです。

デモ1回につき、・公安条例申請(デモ申)2,300円・出発前集会開催のための公園使用料(参加者50名の場合)250円・デモで使う諸道具輸送タクシー運賃(片道平均)910円の合計3,460円ほどの経費がかかります。無駄な支出は避け切り詰めてはいますが、それも限界に来ています。

参加者は毎回平均20人ほど、半ば固定化している参加者の皆さんに毎回ご負担いただくのも正直心苦しいです。

そこで、デモには参加できずとも志を同じくする皆様にもお扶けいただければと考えお願いすることにしました。あなたにできる額をカンパしていただけるととても助かります。

一時期は300人を超えた参加者も、現在は20人ほどで推移しています。ただ、人数は少なくとも「継続してデモをする」ことは、意義あることと考えています。

私たちは微力ですが、決して無力ではありません。電事連や原発維持/推進派という巨人の「靴下の底に挟まった“いずい小石”」であり続けたいと思う今日この頃です。

皆様のお扶けを、どうかお願いいたします。

2024年3月

「みやぎ金曜デモの会」代表 西新太郎

●カンパ送り先

【ゆうちょ銀行口座】 記号18110 番号38470971
名義 みやぎ金曜デモの会

ゆうちょ銀行以外からの場合には

店名818 口座種別 普通 3847097

なお送金手数料はご負担いただければ幸いです。

『鳴り砂』2-129号(通巻308号)別冊

2024年3月20日

発行●みやぎ脱原発・風の会

〈連絡先〉〒980-0811

仙台市青葉区一番町4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内

レターケース No.76

電話&FAX 022-356-7092(須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>